

フランス十六世紀断章 (1)

§ 1. エチエンヌ・パスキエと『フランスの探究』——もしくは、方法としての〈過去〉(前)

高 橋 薫

(はじめに)

私達の現在の関心領域はフランスの十六世紀とその周辺に集中している。私達は甚だ怠惰なので、一定の課題を与えられたり自らに与えたりしなければ何の努力もせず、亦非常に雑な頭脳しか持ちあわせていないので、仮に僅かな努力をしたとしても、文字の形でまとめなければ、過程も結果もぼろぼろと失われてしまう。その様な事情で愚にもつかない雑文を人目に曝し続けている訳だが、これも整理能力の欠如故に、発表機関に定められた紙数内に納まらない原稿が多くなり、関係諸氏に御迷惑をおかけし、常々心苦しく思ってきた。その為以後「フランス十六世紀断章」と言う、大仰且つ大雑把で、非体系的な総題を設け、発表機関と紙数との問題をすりぬけることにした。具体的に私達が何を考えているか、『駒沢大学外国語部研究紀要 第20号』あたりで明確になると想う。ひとつのまとまった稿が何度にも分載され、或は一回のまとまった頁内に幾つかの、相互に全く関連のない稿が並行する結果になる。私達の真に拙ない文章をわざわざお読み下さる方々には(その様な方がおられるのなら)、御迷惑の限りと思うが、何卒御了承頂き度い。余裕に欠ける処置ではあるけれど、私達は、残念乍ら、この胸踊る〈フランス十六世紀〉と言う相手と百年も二百年もつき合っている訳ではないし、知り度いこと、語り度いこと、訂正し度いことは、それこそ山とあるのだ。私達が旅立つ時には、《思い残すこと》を僅かでも少なくしておき度い。——そのことが、かつて私達を励ましてくれた、或るひとの大きな教えだった。

§1. エチエンヌ・パスキエと『フランスの探究』——もしくは、方法としての〈過去〉

1

『フランスの探究』にあって¹⁾、エチエンヌ・パスキエの眼差は〈過去〉に注がれている²⁾。無論この大部な著作には数多くの同時代への言及も存在するのだが、そうした言及でさえ、後述する様に、〈過去〉的に、即ち時間的な切断を前提とし、その切れ目を縫合し継続させようとの意図に基いて語られているように想える。パスキエは己れの歴史記述の対象に、ドゥ・トゥヤラ・ポプリニエール、或はドービニエの如く同時代を撰ばなかった。彼の〈過去〉の撰択の根拠は何か。

私達が読み得た限りの作品の中で、パスキエは幾度か、歴史記述や歴史批評に関する自覚的な言葉を遺している。『探究』のほぼ冒頭の一文は、〈過去〉の撰択をこう理由付ける。

「確かに、善き君主が己れの事績を美しく飾らせる目的で人々を雇わんとしたであろうと同じ位に、「自然」が民衆に対する案山子 [épouventail] としてしか産み出さなかった者は、時に己れを省みては、己れのあらゆる箇所が描き尽くされるのを大いに恐れ、好みのままに才知や筆を振るう者達に、沈黙を守るよう金銭を与えたに相違ない。けれども現今は、銘々が歴史よりもむしろ他の仕事を撰び、王侯は（神様のお蔭で）こうした苦勞には陥っていない。そして私はと言え、現代史の著述を企てんとする者の、評判や名誉、或は身体そのものに、名誉については危うくされ、身体については全き迄に曝されかねない形で生ずる危険を知っているので、（と言うのも〈歴史〉には「程々」[moyen] がなく、事実を沈黙するのも、虚偽を捏造するのも同様に咎められるからだ）私は自分の領域にフランスの古代の姿を撰

ぼうと思った> [5-6]

同時代史に挑む者が冒す危険の指摘や懸念は、パスキエの筆の許、幾度も繰り返される。宗教戦争史を上梓しようとするジャン・ドゥ・セールに与えた書簡での忠告にもそれは含まれていたし [L. II 445-446], 『君主を巡る対話』でも、歴史記述の客観性を脅かす要素として、王侯貴族への意識的、或は無意識的な迎合や反発が挙げられた [PP. I 1034]。『探究』での度重なる類似の言及 [例として139. や156. その他も部分的にこの危険に触れる] や³⁾、逆に同時代の権力者と歴史家の関係を軸にした歴史書や著者への批判や讃辞は [463-464. でのトゥールのグレゴリウス評価を参照]、歴史記述に於ける中立性や真実性の要請をパスキエが如何に重要視していたかの証左でもあり、それ故に、より客観的な視座に立ち得る「古代史」を著述の対象にした、との説明もあながち韜晦とも言い切れない。——併し<過去>の撰択の理由がそれだけであったと考えるのも不十分極まりないであろう。同時代史記述のもたらす、思想的・社会的不安定に耐え乍ら使命として引き受ける態度も存し得ようし、身体の危害について思い出せば、リーグ派統制下のパリ市庁で、周囲の威嚇にも不拘、王党派たる己れの立場を公言したパスキエではなかったか [L. II 347-349]。

とは言い条、『探究』に於ける<過去>の撰択理由が、このような形以外で、中々に積極的に語られないのも事実であろう。十六世紀後半から十七世紀初頭にかけて世に問われた、新たな歴史批評の理念に支えられる少なからぬ歴史書の中で、恐らくは最も刺激的な作品のひとつである『探究』——私達は以下に、この著作の内部やその周辺から、パスキエに<過去>の記述を撰択させた謂われを追跡することにしよう。パスキエ自身、シャルル・ドゥ・ロレーヌに『探究』「第一巻」を献呈し乍ら、<我々のフランスの古代の姿 [anciennetez de nostre France]>を描く点で、この書がまさしく前例の無いものであると主張しているのだから [L. II 28]、幸運に助けられれば、私達の読みは『探究』の中心に迄到達出来るかも知れない。

その為に私達は三つの視点からこの歴史書を眺望し度いと想う。ひとつに歴

史家たるパスキエが〈過去〉と触れる方法的原点、即ち〈歴史家〉の起源の間があり、ひとつに『探究』の理念的発祥の場、即ち『探究』の起源の間があり、ひとつに『探究』の対象である〈フランス〉とは何か、即ち〈フランス〉の自己同一性の起源の間があるであろう。私達は先ず、方法の問題から『探究』に分け入るものとする。

2

〈過去〉に接触し、取り出す方法というものがある。パスキエはその方法を幾つかの、異なる位相で所有していたが、先ず第一には、十六世紀歴史主義の源泉である、文献学的・法制史学的方法に指を折る可きであろう。ルネサンス期に於ける文献学や法制史研究の充実に関し、今更言を改める必要もなからうし、ケリーやフランクリン、ハパートの優れた業績が説得力をもって告げるところだ⁴⁾。パスキエはその法律家としての形成過程で、キュジャス、フランソワ・オトマン、ボードワン、アドリアン・テュルネーブ等、当時の先進的な学者に出会って来た⁵⁾。法家としての彼が、雄弁で才能溢れた現役の弁護士であったとは人も知る如くであるが⁶⁾、その理論家たる様子も『探究』のあちこちの章や、殊に最晩年の、極めて大部の『ユスティニアヌス法典解釈』に窺い知ることが出来よう。ローマ法や地域毎の慣習法が構成する、錯綜したフランスの法体系を解きほぐし、相対化し、相互に整合性を与えつつ、現実の事例を裁く手法を、パスキエは史料の矛盾や欠如に悩むフランスの古代以来の姿を構築する為に用いた⁷⁾。そして、例えば同じく法家であり、且つフランス古代研究に足跡を残したクロード・フォーシェと比べてもそう言えるのだが⁸⁾、パスキエの特質は、かかる方法論を経て導かれた結果を書き留める許りでなく、往々その過程——即ち諸史料の提出、対照吟味、あるものの排除と他のものの採択——をも私達に知らしめる点にある。〈過去〉の再構成に於ける法学的知識の援用に関して、パスキエが決して無自覚的でなかった証は、仮令喩的表現にせよ、次の一文が参考になるだろう。

《〔古代王妃フレデゴンドと王宮長ランドリの不倫を巡り、トゥールのグレゴリウスの史書では〕フレデゴンド〔フレデグンデ〕についても、ランドリについても、彼等の気違いじみた色恋についても、彼等によりもたらされた〔国王シルペリク（キルペリック）の〕暗殺についても、この一節には如何なる言及もない。この事柄で私達を楽しませた最初の者はエモワンだが、彼がそれを著したのは伝聞によって、もしくは他人の筆を通じてでしかなく、読者諸氏は、法律の一般的な規則では、十人の伝聞証人よりも一人の目撃証人に信を置く可きであることを御存知と思う》〔465〕（以下も含め、本文中の下線は私達）

併し、こうした通則の喚起以上に『探究』を貫く考証の密度がそれを物語る。「第三巻第七章」から例を引いてみる。

《私達の国王の最初の家系の宗教は何であったか》の題を有するこの章で、パスキエは先ずクロヴィスのキリスト教改宗とその子孫の信仰の継続、この時代に於けるフランス教会のローマからの独立を、史料に当たり乍ら解説し、次いで、これとは反対にフランスがローマ教会の影響下にあったとの主張に、反論を試みる。対立者の言い分の根拠は、ひとつに国王クロテール〔クロタール〕が教皇の命に服し、王国内のある男爵領を独立した王国と認めた事件、ひとつにディジョンの救護院の特権が、教皇グレゴリウス一世により確認されたことにある。第一の根拠に対しパスキエは、古代以来名高い年代記作家の誰もこの件に触れておらず、史書の頁に登場するのは漸く、シャルル八世治下においてであり、然も出典が記されていないし、現在の代表的な歴史家達——ポール・エミール、フォーシェ、ジャン・デュ・ティエ（・ドゥ・ラ・ビュシエール）——も触れないか、懐疑的である点を挙げ否定する。第二の根拠に反論するに際し、パスキエは、最初の反論では沈黙していた対立者の姿をより明確にし、固有名は避けつつ《ある枢機卿》〔デュ・ペロン〕⁹⁾と示唆し乍ら、議論を進める。デュ・ペロンが証拠に援用する『グレゴリウス一世書簡集』に関し、

パスキエは言う、《フランス人の枢機卿が、国王から受けて来た様々の恩恵を忘れ、国王と、当時フランスで順守されていた事柄とを損うことで、己が利益を上げようと望むのを目の当りにする今、私は率直に、この所謂〔グレゴリウスの〕確認状が贋作であり、聖グレゴリウスの『書簡集』「第十一巻」に、死後相当経過してから差込まれたものだと、私は絶えず見做して来たし、見做してもいると言っておく》〔186〕。パスキエは更に、確認状が存在したにしても、救護院を寄進した王妃ブリュヌオー〔ブルンヒルデ〕とその息テオドリックの二人の内、前者はスペイン人であり、後者はフランス王でなくブルゴーニュ王なのだから、亦この約束はあらゆる悪逆の上に成立したものであるから、意味を為さぬと断って、反論を開始する。先ず、確認状が含まれる、グレゴリウスから或る元老院議員に宛てた書簡で、その議員の名も地位も記されておらず、確認状には確認を示す日時や場所が明示されていないが、これは習慣上在り得ない。第二に、ブリュヌオーが救護院の為にだけ教皇の確認を求め、自分が同じく建立寄進した女子修道院の特権確認を願わなかったのは不思議だ。第三に、グレゴリウスは幾度もブリュヌオーに書簡を送っているが、それらでの主たる話柄は、王妃と子供達の敬虔や人柄を讃える外は、聖職売買の追放と、司教への短期間での昇進の禁止の懇願である。教皇の確認状によって救護院の特権が後世に亘り不可触と見られる迄に、教皇の権力が強大であったなら、教皇はこの双つの悪習を根絶する為に懇願などせず、唯教皇令を發布すれば済んだ筈ではないか。加えてグレゴリウスはその根絶の目的で、フランスで公会議を開いてくれるよう、国王に身を低くして頼みさえする。——パスキエは確認状の問題に絡め、デュ・ペロンが言い及ぶ今ひとつの事例にも反撃を加えるが、この件に関してはもう充分であろう。私達は議論の粗筋だけ紹介したが、実際はラテン文やフランス文の史料の呈示も含め、フォリオ判三欄都合二百数十行に達する紙幅となる。

パスキエが史実の調査に際し、どれ程の文献に手を伸したか、想像を越えている。「提督の職務〔*admirauté*〕」の起源を調べる為、彼は《国王の第一の家系〔王朝〕の時代に存命したトゥールのグレゴリウス、第二の家系の時代に

存命したニタール、テガン、レジノン、アंकマール、エモワン、第二と第三の家系を共に知るフロドアール、第三の家系の初頭と、その到来の少し後の時代に存命したグラベル・ラドゥルフス、リゴベール、ギヨーム・ル・ブルトン》の各年代記を踏破した [120]。勿論パスキエの眼はこうした所謂文学的資料の彼方にも届いており、「行政長官職 [prevosté]」の誕生に関しては、《ローマ人が属州で設けたあらゆる官職に眼を通し》、《地方裁判官職についてのローマ人の法令の幾つもの規定》を見たとする [119]。パスキエにとって、〈過去〉はかかる莫大な史料と、それらを直接には信ぜず相対化する考証作業とから、先ず浮かび上がって来るものだった。このように獲得された〈過去〉は必ずしも伝承や通念の世界と一致せず、彼の筆はエモワンの助けを借り、シャルルマーニュにまつわる不思議譚が実の所、この大王の晩年の女狂いに帰因するものであると [645-646]、亦史料を駆使して、同じくこの大王に功績ありとされる高等法院や大学の創立が、事実としては別様であったと [例えば891] 明らかにする。ブリュヌオーの復権から十字軍のもたらした災い、歴代の教皇や国王の等身大の像迄、『探究』が覆そうとする通念の数は多く、それらの努力の幾つかは、後年イエズス会側の攻撃文書中で、不敬の極みとして告発されるであろう¹⁰⁾。パスキエの無意識の動機はともあれ、けれどもそうした通念の転倒に働いていたのは、史料と論理と方法に支えられた歴史記述の真実性への欲求であると思われる。

史実の点での重要度は低いが、もうひとつ例を挙げる。優勢な敵を前に、王太后フレデゴンドは幼王クロテールを引連れ自軍の先頭に姿を現わし、彼等を奮い立たせた。この時クロテールが王太后の懐に抱かれていたとするエモワンの記述が存在し、幼王に八、九歳の年齢を与える史家も見られるが、母の懐にいて勝利を収めた国王のイメージは広く定着する。

《けれども読者諸氏が年齢の計算と算定に気を配るなら、クロテールが当時懐に抱かれてなぞいなかったことは確実であり、疑いのないものとなる。何故ならその父君国王シルペリクは588年に殺されたからだ。その折幼王は僅

かに四ヶ月であった。その伯父君国王ゴントラン〔グントラム〕は597年に没した。そして今話題にした戦闘がゴントランの死後交わされたものだと、エモワンも同意する。従ってクロテールがこの時少なくとも九歳であったとするのが真相である〉〔458〕

さて、史料と考証とが〈過去〉を手繰りよせる第一の方法であるとするれば、パスキエの有した、言葉への感性を第二のそれとす可きであろうか。ロンサル以下当時の多くの詩人や散文家と交際し、自らもラテン語やフランス語の詩作を遺し、シャルル九世のパリ入市式や、ポワチエはダーム・デ・ロシュのサロンでの、今尚文学史に留まる催しに参加した経験を自負するパスキエは、『探究』の少なからぬ章を文学的・言語的起源の問題に割き、現代のパスキエ研究にあって、それらの問題の整理検討が主領域を構成する程である¹¹⁾。パスキエのそうした関心は『探究』中、時々顔を覗かせる言葉遊びや諺の援用にも看取されるが、亦〈過去〉を把える重要な方法ともなっている。つまり〈言葉〉が調査の目的であったり、表現の手段であったりする外に、歴史の方法としても採用される。

事物や制度の起源が語源と共に与えられるのは稀ではない。例えば教会関係の語彙では〈司祭 [prestre]〉〔156〕、〈普遍的な (=カトリック) [œcumenique]〉〔162〕、〈司教 [evesque]〉〔165〕、〈聖下 [Sainteté]〉〔166〕、〈教皇 [pape]〉〔165〕、〈枢機卿 [cardinal]〉〔177-178〕、〈聖セルナン [Saint Sernin]〉〔182〕、〈使徒の [apostolique]〉〔190〕、〈修道士 [moine]〉〔242〕、〈聖職禄 [benefice]〉〔243〕 その他があり、政治制度史を扱う「第二巻」では〈裁判官への謝礼 [espices]〉〔64〕、〈常勤の [ordinaire]〉〔75〕、〈書生 [clerc]〉〔76〕、〈執達吏 [huissier]〉〔79〕、〈人頭税 [taille]〉〔86〕、〈公爵 [duc]〉〔98〕、〈重臣 [pair]〉〔id.〕 その他を採り上げる。パスキエの、語源の語り口を紹介してみる。

(A)≪元来は、「王宮長 [Maistre du Palais]」も「既舎役 [comte d'Estables]」も、それ以後時の経過に伴いそうなった様な権威ある身分ではなく、併し今日の司厨長や主馬役人と同じく、大貴族でこうした類の家臣を屋敷に抱えない者はいなかった。事實は、あらゆるものを己れの変化と共に変える時が、我が国王の考えにつれて、これらの職責の重みをそれ以降増したのである。[……]そしてこの著者 [エモワン] は、[史書の] 少し後、「第三巻」で、私達フランス人の到来にあたり、既舎役がどのようなものであったか、国王シルペリクの兄弟にしてオルレアン王、ゴントランの既舎役ランドジジルについて話し乍ら、私達に充分理解させる。[……]『ランドジジルは（とエモワンは言う）王室既舎総監であり、この役は俗に宮内大臣 [connestable] と呼ばれた』。これとは逆に王宮長（これを私達は後に、二文字 [st] の省略により宮中監督官 [Maire] と呼ぶようになったが）は王家全体の総監督を行う者だった≫ [106-107]

(B)≪私は、聖ルイ王の時代に活躍したフランスの詩人、ユージュ・ドゥ・ベルシの作品の中に、成り上りの貴族達が、王侯や大貴族が近頃都市を見棄て、田園に居を構え始めたと言って歎く詩節を読んだことがある。[……]このようにして、武器に基いて己の貴族たる身分を築いた我が貴族達は、田園にあって労苦に耐え躰を鍛え乍ら、無気力に都市 [ville] に住む者を平民 [vilain] と呼んだのであり、そこから私達の間広く存在する区別が出来た≫ [135]

「宮内大臣 [connétable]」の語源についてのパスキエの説は現在でも認められるが、「宮中監督官 [maire]」はラテン語の≪major≫、「平民 [vilain]」は≪都市≫どころか≪農村の住民≫を表わす ≪villanus≫ から派生したと考えられている（但し溯れば≪ville≫も≪vilain≫も共通の語に辿り着くようだ）ことをここで述べ立てても多分それ程意味がない¹²⁾。私達が語り度いのは『探究』に於いて語源の調査や記述が有していたであろう意義である。

こうした意義は幾つかの位相に分類し得る。ひとつに語源の提示は、現在と過去との連続性を教える。日常的にひとが使用するそれぞれの言葉には必ずやその起源が存在し、起源から現在に至る長い時間の流れが隠れている。日常の只中であって何の疑念も覚えずに用いる語彙や表現の搜索は、日常という滑らかな表面の背後に、どれ程の〈過去〉が重なり合って潜んでいるか、そして〈現在〉が如何に〈過去〉の蓄積の上に成立しているかを示すに至る。まさしく《語や諺の知識は多くの場合歴史に関するある知識を我々にもたらず》[775] のである。引用が多くなるが「騒音 [tintamarre]」に絡み昔日の農民生活を描き出した一節を紹介しよう。

《ブルジュ大聖堂にあるベリーの古文書に次の記載が認められる。大聖堂の設立者である [ベリー(?)] 公爵ジャンが、ある日狩に出掛けた折、ブルジュ市からさ程遠くない広大な葡萄畑にいる沢山の葡萄農夫を見かけた。これらの哀れな人々が躰から大層汗を滴らせ生活の資を得ているのを見、公爵は農夫の一人から、一日にどれ位稼げるのか、何時間働くのか、更にそれ以外の具体的な事どもを知ろうとし、悦んで耳を傾けた。公爵は就中次の答に心を止めた、即ち、夏の、日が長い頃には朝四時から夕の八、九時迄、つまり天が明りを恵む限り、自分達は仕事を離れるものではないとされ、冬の短い日々には朝六時から夕の七、八時迄となり、その為に蠟燭や角燈を、照明用に持たざるを得ないことさえある。公爵はこれらの人々を憐み、この点で彼等の雇い主の厳しさが余りに暴君的だと考え、こうした習慣を消し去ろうと欲した。そしてそれ故に、以後季節に関りなく葡萄農夫が六時前に仕事に行くことにならぬよう、亦夏には全ての作業が夕の六時に、冬には五時に終わるよう命じた。この命令が幻にならない為に、都市に最も近く棲んでいる者、従って鐘の音を聞くのに最も苦勞がいらぬ者が、自分に最も近い者に大声で叫んでそれを知らせ、知らされた者も、同様に他の者に、口から口へと行うよう指示した。[……] さて、土地の者が言うには、自分達は、その昔他の者に知らせる最初の者は、石で鋏を叩いて音を出す [tinter dessus ses

marres avec une pierre] 習いで、次いで直ちに仲間に喚声を上げ始めたものだと聞いていた。[……] 従って私が思うに、鍬 [marre] で出すカチカチ [tint] という音で、葡萄農夫の間に大喚声が湧き起こるのだから、あるフランスの人々がこの様子を知って、あらゆる騒音や叫び声を、これに倣い、大騒ぎ [tintamarre] と呼んだと考えると、間違った推測ではあるまい》 [853-854]

他方、語源の調査は過去と現在の切断をも教える。十六世紀にあっては「放蕩者」を指す《ribaud》は、二、三百年以前では名誉ある言葉であり、勇敢な兵士、軍功があり国王が信を置くに値するような兵士に与えられていた[835 et suiv.]。「ダーム [Dame]」という尊称は古代フランスでは男性に当てられたが、《女が生まれつき [naturellement] 男に命令を下すものである故に》 [770] 今では女性にのみ用いられる。そして、これは制度史の追求からも明らかになることだが、現在の厳粛華麗な行政・司法・軍事・聖職等の複雑な体系の元初に存在するのは、驚く許りに素朴な実体であるとも気付くであろう——「元帥 [connétable]」が「厩舎役」であった如くに、そして亦「司教 [évêque]」が「監督者」の意味であり「司祭 [prêtre]」が「老人」のそれであった如くに。つまり〈現在〉は如何に〈過去〉と繋がるにしても、〈現在〉の価値や物質世界が永却の彼方から、そのままの形態で続いて来た訳ではない。能記は同一の語であっても、数世紀以前には〈現在〉のそれと凡そ異なる現象への了解を指していた。私達は後に今一度触れるであろうが、語源の〈探究〉は人々の心を〈絶対の現在〉から解き放つ役割も担当したと思われる。

更に亦ひとつ、〈過去〉を取り出す過程で、語源の問題は〈現在〉と〈過去〉を結ぶ、時間の流れにも注意を向けさせる。時間の流れに対する意識は、『探究』の中で、表現史にとどまらず政治史や制度史もそれを培う筈だから、ここでは強調しないにせよ、私達が断っておき度いのは、語彙の検討時にパスキエが時として漏らす、「慣用」やそれを左右する「民衆」への感想である。古代の国王シルペリクは、二重子音を表わすギリシア文字をフランス語表記法

に導入しようとしたが、その企ては王の死後煙と消えた。《国王といえどこうした事柄に関しては、民衆の慣用以上に権力を持たないのである》〔877〕。即ちパスキエは《もしそうする術を持つのなら、悦んで本来の語を私達の許に戻し度いところだが、〔……〕民衆が古くからある言葉の最高の裁判官となってしまったのだから、慣用に従うこととしよう》〔852〕と考える。イタリア語からの借用がどれ程残念でも、その使用が広まっている以上敢えて《慣用に対し衝突》〔L. II 46〕するものではないのだ。パスキエの民衆観には多様な側面があり、被搾取者としての彼等に同情する一方で、説教師の煽動に乗る姿を批判したりもする。高踏的なロンサールを称讃し、平易な文体を撰択した後のこの詩人を、大衆に阿ると見て咎め立てる。併し、私達の印象では「慣用」の問題を巡ってはどうもそれ程強い価値観から発言をする訳ではなく、むしろ中性的なニュアンスで語っているようだ¹³⁾。当時の大きな文学的運動のひとつに、綴字改革の議論が存するけれど、その論客でもありパスキエの学問上の師でもあるピエール・ド・ラ・ラメ宛の書簡で、

《長く、伝統ある慣習は少しずつ解きほぐされる可きであり、私は、以前からそれに慣れ、それに養われて来た定めは、何等かの欠陥があろうと、遙かな利点を追求するとの口実で、新たな定めを導入するよりも、それが人々の間に定着する前に生ずるであろう不都合を考えると、順守した方が宜いと判断する者の意見に賛同します》〔L. II 62〕

と宣言する。言葉が個人を越えた共同体の財産であり、共同体の現在は、過去から現在に至る巨大なうねりの如き、これも個的な時間を超越した共同的な時間を基盤とする。共同体も共同的な時間も決して合理的でも美的でもないけれど、パスキエは、その個人史のある期間を除き、それらがあるがままに受容しようとした。そして言葉の起源や変化、歴史を語り乍ら時として漏らす感想を通じ、歴史に於ける共同的な事象の存在に眼差を向けさせようとした。これは制度史や戦争史、個人の武勲の物語では中々に露呈し難く、「言葉」の〈探

究〉のみがよく為し得た類かも知れない。亦パスキエが「民衆」や「慣習」、
「慣用」等の概念を強い価値判断なしに扱い得た点も、そうした表現の成立に
与ったと想定することも出来るであろうか。

〈過去〉を知覚する第三の手段に体験が挙げられる。『探究』には頻繁に
〈私〉が登場し、史料を計測したり、私見や感想を述べたりするのだが、体験
的に〈過去〉を語る場合も少ないところではない。《私の若い頃は誰も頭を刈
っていなかったが》今は皆長髪を嫌う [782] と言った簡素な報告は、或は既
に若くない著者の回顧とも考えられよう。だが『探究』にはより多くの文章を
費し、己の接した、併し普遍性を有する〈過去〉として書き留められた事件も
ある。例えばチェスについて論じた「第四卷第三十一章」での見聞は、歴史の
余話とでも呼ぶにしくはないものかも知れない。

《私はあるリヨン人が、役付きの駒を皆取り去って、王と歩しか手許に残さ
ず、相手の一度に対し二度駒を動かし [jouant deux fois contre une (?)],
何人もの大変な上手に勝利を取めたのを見た覚えがある。私はこの男がひと
つの歩の上に指輪を置き、その歩でしか王を詰めないと取決めるのを見た。
別の折にはもっと大胆に、別の指輪を相手方の歩に載せ、その駒で王を詰ま
すよう追い込もうと約束するのを見た。どちらの勝負にも、並どころではな
い者に対し自分の主張通り勝利を獲得したのだ》 [430]

ただこの種の余談の外に、制度史や風俗史の内部に位置を与えらる可き回想
も認められる。記述する〈現在〉にあっては人々の意識に定着しているひとつ
の制度、ひとつの風習も、起源を辿ればパスキエの《若き日》に発し、彼はそ
れらが社会に浸透する過程を見守って来たのである。パリ高等法院の、年に二
回の議会開会にあたり王室検事が華美な演説を行う習しは昔に溯る訳ではない。
1549年パスキエが初めて法院に上った時この習慣はなかった。それは1557年の
バティスト・デュ・メニルの演説に端を発し、ギ・デュ・フォールやクリスト

フ・ドゥ・トゥ等の競争意識に支持され、幾つもの伝説的弁論を生む迄になった。パスキエはこの習慣の成立過程に二欄を捧げている〔422-424〕。

更に亦、パスキエが歴史的事件そのものである場合もある。勿論私達は、彼が後に幾度も幾度も、様々な著作で取り上げる、かのイエズス会訴訟を指しているのだ。この裁判に関しては後述するが、ここではパスキエのこの裁判での口頭弁論の記録が『探究』の一章、然も最も長文の一章を為す事実に着目し度い。パスキエも含む王党派知識人の少なからぬ部分にとって、イエズス会の成立と活動は当時のフランスの政治面・社会面に於ける負の歴史を意味した。宗教者にして宗教者にあらざるこれらの教皇至上主義者達は、児童を誘拐し、フランス教会の固有性を侵犯し、剩え己れの意に反する国王には刺客を差し向けると考えられた。そして彼等と裁判の場で初めて本格的に矛を交わしたのがパスキエであった。後年『探究』の一章を著し乍ら、多分パスキエは歴史の中での彼の立場——《この災いをもたらす手合いを我々から根絶さす可く公けに努力した最初の間》〔332〕——を充分過ぎる程自覚していた¹⁴⁾。この時パスキエは如何なる史料や考証によらずとも確信と共に触れ得る〈過去〉、どれだけ〈現在〉に接近しようとひとつの起源である〈過去〉を呈示することが出来た。

〈過去〉を採り出す最後の方法に、私達は推測という作業を挙げようと思う。私達は方法の第一に、十六世紀の文献学や法制史研究の成果に立脚する史料の考証を数えた。この「考証」も最終的には、歴史とは存在しなくなった事象の創造的・論理的な復元である以上、「推測」の名称を付与されても仕方がない所があると想われるし、パスキエ自身幾度も歴史学での推論の必要性を肯定していた。

(A)《私の推測 [devination] が真実 [verité] ではないとしても、少なくともそれはもっともらしさ [vray-semblance] から遠くはない。これは暗い歴史 [histoire tenebreuse] であり、そこでは手探りで進まざるを得ないのだ》〔1004〕

(B)《史料が欠けている古代に於いては、時にもっともらしさが真実の代りを勤めねばならぬとしたら，国王ユグ・カペの治世にこの十二重臣制度が開始されたとするのは，非常にありそうなことである》〔99. 文中で歴史研究に於ける推論の必要性は下線部の仮定表現に導かれるが，本文を読めば，パスキエがその方法を採用するのが判る〕

ただ私達がこの場で強調したい「推測」はそうした，考証の最終段階で必要とされるものとはやや異なる位相に属する類，或は同じものであっても，考証に加え何者かを源泉とする「推測」であり，言ってしまうえば実証や論理よりも感覚や想像に根差す「推測」，或は「推測」のそのような面について注意を促しておき度いのだ。適切な引例かどうか判らないけれど，私達は以下の様な箇所、後者の意味での「推測」の発現を見出せるのではないかと想う。先ず，債権者に財産の譲渡をする際，判事の前で自らのベルトを取り去る習慣に関して。

《私の考えでは，これは私達の祖先が自分の財産の主たる道具を皆，ベルトに付けて運ぶ習いだったことに由来する。法曹者はその筆箱，ナイフ，革袋，鍵を。筆箱は生活を稼ぐための，ナイフは生きてゆくための〔pour vivre. 後出書簡では「食卓で用いる為の」とある〕，革袋は金銭を〔貯え〕取り出すための，鍵は家や金庫を開け閉めするためのものだ。商人も同様にし，兵隊は剣や財布を吊した。かかる具合に生活し，我々の家族を守り支えるための用具全てがベルト次第であるなら，ベルトの放棄が亦財産の放棄を意味すると考えられたにしても，奇妙だと思っはならない》〔390〕

パスキエはすぐに続けて，例証にモンストルレの史書の一節を引用するのだが，私達が注意を払い度いのは彼の口調である。昔の人々がベルトに貴重品を吊す慣行を有していたと，日常的具体的なイメージを描き乍ら，心理的な説得

力を以って語りかける。併しその慣行と財産譲渡時のベルトの放棄とは論理的には必ずしも直結しない。パスキエはそこに飛躍があると知っていた。《私の考え [mon opinion]》とするのはその意識の反映であり、ベルトの放棄を巡りほぼ類似の用語で同一の推理を説く、マリヤック宛書簡では《私の推論 [devination] が承認されるか否か判断頂けるでしょう》[L. II 70] と、一層明確な言葉を使う。ただその飛躍をパスキエは、人間の論理、生活者レベルの論理、敢えて言えば常識や感觸の論理では、とても自然に行ってみせた。そしてその飛躍を信念と共に企てる印象がある。次の例では信念の強さが飛躍の自然さに勝るような気がする。

《[デュ・ティエの言及に] ¹⁵⁾お許し頂ければ、註釈の形で以下の事柄を付言することにしよう。「森林 [forest]」というこの語は昔は水部にも陸部にも用いられた為に、上述の治水森林裁判権が登場し、その後時の経過に伴い、「森林」の語が木立に当てられるようになり、木立にも水部に対する如き規則が必要となったので、かかる治水森林裁判権を適用したのだ。私が推理している [je devine] とおっしゃるなら、異論はない。私は自分の考えを確証に基いて打ち立てたのではなく、推測 [presomption] に基いてであり、その推測からどのような利益を引き出そうとお好みのままである》[126]

『探究』に於いて《私の考え》とか《私の意見 [mon avis]》とかの表現で導入される説明は数多く、亦その種の断りなく、あたかも事実の報告の如く語られる推論も少なくない筈だ。それらの一定部分は厳密な史料や考証に依拠せず、飛躍により有り得可き〈過去〉の像を提出するものだった。私達がこれ迄援用して来た〈過去〉の記述も、本当のところかなりの程度でこうした推論に押し進められたように思える。可能な限りの史料収集や考証を試み乍らも歴史には決して手の届かない、閉ざされた〈彼方〉が存在する。パスキエはその時此岸に立ち止まらず、己れの感觸を頼りに彼岸迄、何気なしにふっと飛んでみせた。それが〈過去〉を把える最終的な方法だった。

周知の如く現在私達が一般に使用している『探究』の版本は、結局の所は一番完成度が高いと認める可きかも知れないけれども、実はパスキエの死後数十年を経て出版された書物を底としており、その内部にあるのは半世紀以上に亘り書き継がれ、書き加えられた重層的な思考である。残念な事に『探究』には批評版が存在せず、亦1560年以降の様々な刊本を参照することも極めて困難であり、私達はパスキエの思考の流れや時代の影響を無視し、『著作集』（1723年）版のテキストを、完成された宇宙と見做してそこにパスキエの思想を求めるのを余儀なくされる。併し『探究』の莫大な文章の影に、明言されていない事柄——即ち私達の課題である〈過去〉の意味——を尋ねる時、作業レベルでその発生点の如きものを想定し度いとの願望もある（「発生点」なる言葉に進化論的共意を持たせる心算はない）。私達のテキストが、厳密には通時的分析を排除している事実を前提にし乍ら、尚且通時性を含むかと錯覚させる核、理念的には『探究』の求心点と言えなくもない核を設定し、その特質について若干の検討を試みてみる。

『探究』は「**第一巻**」が1560年に、「**第二巻**」が1565年に刊行されたが、それに続く「**第三巻**」以降が陽の目を見るのは1596年から先のこととなる。私達は『探究』の核に、構成的にも幕開けを引き受けるこれらの二巻の内容を先ず紹介する。それぞれを構成する各章の章題は以下の通りである¹⁶⁾。

「**第一巻第一章**」《古代ガリア人とその子孫が、自分達の徳を後世に文書で託すことに殆ど無頓着である為に、自らに惹き起こした災いについて》

「**第二章**」《ユリウス・カエサルはガリア人を蛮人とは見做さなかったこと、亦その原因はガリアの古代の社会組織に由来すること、及びこの呼称〔蛮人〕で幾人かのイタリア人の著述家が我々を貶め〔blasonner〕ようにすることに

ついて》

「第三章」《古代、如何にガリアの名が広まっていたか、及び誤解の種を蒔いては我々の勝利を曇らせんとした、幾人かの著述家の中傷への反論》

「第四章」《古代ローマ人がガリア人を、気が変り易いと呼んだことについて》

「第五章」《主としてその為にローマ人がガリアを占領するに至ったガリア人の欠陥とは何か》

「第六章」『ゲルマニアのフランク人について、亦彼等の古代の居住地について》

「第七章」《フランク人がガリアの地に行った遠征について、亦、彼等は如何にして、そして何時、そこを侵略したか》

「第八章」《ゴート人の王国の発端、拡張及び最期について》

「第九章」《ガリアに於けるブルグンディア人の伸展について、亦彼等がどのように名付けられた理由》

「第十章」《ローマ人が、彼等の帝国の滅亡がゲルマニアからもたらされるであろうと予言していたこと、及び帝国の衰退に関しゲルマニアに存在した或る宿命的な働きについて》

「第十一章」《ある人々がその名をイギリス [grande Bretagne] のブリタニア人から借用したと考えている、ガリア地方のブリタニア人について》

「第十二章」《我がガリアのある地域を占拠した、ゲルマニアの新たな民族、ノルマン人について》

「第十三章」《ガスコーニュとラングドクの国について》

「第十四章」《我々の著述家達がフランス人の起源をトロイ人に帰すことについて》

「第十五章」《ファラモンが王位に昇る以前にフランス人に君臨したと見做されている国王や大公について》

「第二巻第一章」《このフランス王国の維持にあたり、運命と会議のどちら

が、より大きい作用を及ぼしたか》

「第二章」《巡回法院について、亦その創設について》

「第三章」《パリに設置された法院について、亦この王国内の他の法院について》

「第四章」《高等法院に関連する幾つかの特色について》

「第五章」《会計院 [Chambre des Comptes] の昔の姿と発展について》

「第六章」《最高会議 [grand Conseil] の設立とその格上げについて、亦枢密院 [Conseil privé] と以後呼ばれるようになった会議について》

「第七章」《フランス三部会、御用金裁判所 [Cour des aides] について、司法の問題、人頭税 [taille]、御用金、献納金 [subsides] について》

「第八章」《フランス財務長官 [Tresoriers generaux] について》

「第九章」《フランス十二重臣 [douze Pairs] 制度について、亦我々の年代記作者が一致して考えている通り、シャルルマーニュがそれを設立したのかどうか》

「第十章」《その為に高等法院が重臣会議と呼ばれている、フランス十二重臣制度はどの様に、そして何時頃設立されたのか、亦国王の聖別式や戴冠式に重臣の列席を求めるのは、何処に由来するのか》

「第十一章」《宮中監督官について》

「第十二章」《宮内大臣、大法官、及び同様の重みを持つ他の地位について、亦大提督について》

「第十三章」《公爵位とその起源について》

「第十四章」《伯爵 [comte]、代法官 [baillif]、知事 [prevost]、子爵 [vicomte]、下級裁判官 [viguiier]》

「第十五章」《大提督の地位、治水山林官の地位》

「第十六章」《封地、或は自由地と見做されている土地の昔の姿について、従者と貴族 [gentilhomme]、家臣・陪臣の召集 [ban et arriere ban]》

「第十七章」《貴族 [noble]、軍人 [gend'arme]、庶民、平民、騎士、フランスの紋章、及びフランス貴族制度に関する、同じ主題の幾つかの他の事柄に

ついて》

「第十八章」《長子権，親王采地，サリカ法，フランスの古代公爵領及び伯爵領での継承について》

「第十九章」《王太后による幼王の監督，摂政制，我々の国王の成人》

《歴史のモンテーニュ》との評価があるパスキエ（但しどのような文脈での言かは不明）¹⁷⁾ が余談を挟み，本筋から彷徨し始めるケースは幾等も眼に止まるが，上記の章題はそれでも彼の関心の有り様と，『探究』の双つの巻の命題を示していよう。パスキエ自身の言葉を借りると「第一巻」は《ガリアへの異邦の民族の到来》[2]，《ガリア人，亦初期フランク人の居住地或，及び（本当を言えば）半ばしか私達が知らない，私達に関わりある幾つかの他の民族について》[6]語っている。『探究』で扱われる時代の大半は，パスキエのいた十六世紀後期から見て精々数百年を遡る範囲に納まるけれど，この「第一巻」の背景こそは本格的な《古代》の形容に充当する。私達にはこうした古代史の論述がパスキエの自負する程，1560年当時において新鮮であったかどうか，判断するだけの材料が欠けているが，僅か乍らフォーシェやベルナルド・ドゥ・ジラルド・デュ・アイヤンの著作（の一部）¹⁸⁾ の印象と聊か異なるそれを与える点を二，三指摘しておく。パスキエ独自の特徴であったか否かはさておき，確かにパスキエの有したであろう癖だと思う。

「第一巻」に於けるそれは，先ず，「第一章」以下の章題にも認められるが，フランス古代史を論ずるイタリアの歴史家に対する不信の念である。ティトウス・リヴィウスは《格別の憎しみに駆られ，我がガリア人の名声を損う可く己れの全てを捧げたかに見える》[7]し，彼を筆頭とする史家は《自分達が首尾良く我々から奪うことが出来ない〔我々に対する〕称讃の辞を幾分かでも曇らせようと》[12]努めるのだ。換言すればパスキエの作業の中心には，記録を遺さなかったガリアの先祖達の〈（パスキエが見る所の）実像〉を，悪意を抱くイタリアの歴史家の手から解放すると言う目的がある。ガリアの先人達は大王アレクサンドロスの前でも物怖じせず[7]，自由を愛し[15]，正義を重んじ

[8], 暴政を嫌い[10], 《驚く許りに見事に秩序立った国家》[8]を形成していた。この様なガリアの弁明と表裏一体を為すのがイタリア, 或はローマ帝国に向けられる批判である。《我がフランス》は十一, 二世紀もの長きに亘り君主政体を維持して来たが, この間にイタリアは《如何なる優れた秩序の保証もなく》不和の内に四分五裂を繰り返したではないか。《野蛮》という言葉は《かつて世界の頂点であったローマを亡ぼした》《粗野で礼儀を知らぬ》とされるガリア人よりも《永遠の怠惰に陥り》《悦楽と快楽以外話柄を持たなかった》イタリアにこそ相応しい[以上10]。——貶められたガリアの弁護とイタリア批判, この二点の理念を私達は, 甚だ恣意的と解されようと, 「第一巻」の内部から抽出しておき度い。その外の, 古代ガリア史から誘導された発言には, 個別的には注目す可きものも含まれており, その幾つかについては後で触れるであろう。

加えて二つ程記述上の問題を, やや脚註的に言及する。ひとつは《我々[nous]》及びその派生的な, 一人称複数を指す語群の位置である。「第一章」でガリア人を指し《我々の先祖》[3]と言ったり, 《彼等の徳》と言う時, パスキエの属す《我々》とガリア人とは距離を持っている。併しカエサルが『ガリア戦記』で《我々を蛮人と呼ぶ》[7]と記すパスキエは何時しかその距離を忘れてしまう。この同一視は時に崩れつつも「第三章」で描かれるローマ=ガリア戦争にまつわる部分では, 代名詞の使用だけで一欄の内に少なくとも八度, 即ち十行に一度近くの率で出現するに至る[14]。「第四章」以下, 一時頻度は低くなるが, それでも《カエサルに対し我々が企らんだ反乱》[16]程度の語句は残る。これ迄の所, パスキエの同一視の対象は古代ガリア人であり, ローマ帝国との対立が意識されると同一化が行われていると考えられる。事情が変化するのは「第七章」のフランク族のガリア侵略の項目に於いてだ。その記述中に, 一方では十六世紀のパスキエを指す《私達》も認められるけれど, 他方《フランク人とサクソン人が, 幾人もの兵士と共に, 我々に向かって下降して来た》[23]なる一文も存在する。ガリアとの同一視を呼ぶのがイタリアではなくフランク族になっている。私達はこの同一視現象が, 一方では実態の不明な民族の

同一性ではなくガリアの地を基準に為され、他方ではその地への侵略者との対立を契機にして、往々機能するように思う。伝承上の初代フランス国王ファラモンに関するも《彼が我々の所迄侵入したことが全くなかった》[26]と、むしろ《我々》と対峙させる。併しフランク人がガリアの地に定着し、以後パスキエの現代迄継続する政体を確立すると、多分同一化は彼等に対し行われる。ノルマン人の侵攻は《我々》を相手取ったものだった[35]。補足すれば、代名詞を用いてこそいないが、アリウス派の発生時に《我々のキリスト教》とか《我々の宗教》等の文字が記された点も記憶されて宜い。

第二の記述上の問題は、古代史の記事に紛れる、現代への発言である。この時代の史家は歴史を鏡と見做していたから——既にこの巻のパスキエの言葉にも《優れた鏡》[18]とある——、同時代史はもとより、古代史著述にあっても現代への教訓を度々引き出した。パスキエの史書がそれらの発言に満ちている事実は、改めて指摘する必要が無い態のものであろう。ここでは双つ程の引用にとどめ度い。「第二章」の末尾、イタリア系の史家に対しガリア人の弁護を果たした後、結論風にパスキエは言う。

《前置の様な形で私が論じて来た事柄は皆、如何なる仕方でもそれらによってイタリア人を貶そうとしたものでは断じてなく、政体や良俗の面でも、優れた武勲の面でも私達が彼等に劣らぬことを彼等が理解するようとしてである。私達が古代ガリアの話をしよう、新たなフランスの話をしよう、そうなのだ》[12]

パスキエの《私》は、ここでは歴史批評や歴史記述から一步踏み出し、〈過去〉に想を得乍ら、〈現在〉にも通底する、肉声による主張を響かせる。自分の棲む現在への発言で、先に述べた、近過去の証人や当事者たるパスキエが関わる〈現在〉を喚起する類や、『探究』自体に回帰する言葉を別にすると、直接的に、或は喩的に、現在の状況を批判する記述が残る。以下の文章が何時記されたかは不明だが、宗教戦争勃発以前と見ても、フランスの焦臭い状況に導

かれた予見と取れるし、より一般的な思考だとしてさえも、最少限、十六世紀の諸国家の戦乱が脳裏を横切っていたのは間違いない。背教皇帝ユリアヌスが非ローマ系のフランク人を帝国軍の中枢に登用した事実についての感想である。

《我々の只中に、戦闘的で、富と名誉とを渴望する外国の民族を飼い馴らすこと、それは非常に危険な結末を招き、最も有害な結果に至らしめる事柄である》[25]

「第二巻」の主題は《フランスの政体の昔の姿》[141]であり、《世俗の事柄に関し、時代に応じ多様に守られて来た公けの政治の仕組》[6]である。言及される具体的な制度は上述の章題が十分に示しているだろう。「第一巻」の倍を超える量が納められるが、極く簡略に三点程、重要と思える理念を拾っておく。

その第一は、何故この巻が政治制度を扱うか、にかかって来る。「第一巻」でパスキエが語ったのは、ガリアの地を舞台とした様々の民族や国家の興亡であり、それを経た国家的統一体たる〈フランス〉の成立であった。国家の成立後、諸王は周辺諸国を切り従え、強大な勢力を誇り、やがて国内の乱れも手伝い、新たな王家に王冠を譲り渡す。併しこうした国家概念は第三代の王家の創始者であるユーグ・カペ以降変貌する。

《（王朝が変わること三度び）ユーグ・カペはさ程卓越した軍人ではなかったが、彼の許、偉大な政治制度が存在した。それ以前にあって、我々の征服は凄まじく、ドイツやイタリア、スペインに迄進軍した。それ以後は我々の国王は自らの国境に満足し、己れの偉大さを保持する為に武器の代りに法により己れを強化し始めた。そこから誕生したのが、フランス十二重臣制という考えであり、司法の決定に関する、権威と重みを持った高等法院の維持であった。法院の裁きには我が国王陛下さえ服従するのである。更にサリカ法

の改革、親王采地制の導入、公示のないままの王領の移譲や贈与の禁止、国王の権威を侵害する聖職者の権力を何の騒動も起こさず抑制する為の、宗門判決の世俗裁判所控訴制度、司教区及び大司教区内の国王特権、及びその外の千もの類似の考えが登場した。それらを重々推し測れば、確かに判ることは、優れた王国を卓越するままに維持するに必要な格率の全てが、我々の王国に於いて守られて来たということである》[46]

この文は「第一章」にあり、「第二巻」の序の役割を果たす。パスキエは動乱のガリアと法治国家フランスの対峙を「第一巻」と「第二巻」の差異に（それ程明確でないが）対応させた。文章中の幾つかの項目、国家の法治性、高等法院の国王にも勝る権力、宗教者の権力の制限、そして政治制度に基礎を置く王国の維持は『探究』で何度も反復されるであろう。パスキエにとってそうした制度や組織、理念こそが〈現代〉にまで連なる〈フランス〉の伝統であり、根幹と思えた。「第一巻」が民族的・地形的統一の起源を教えるとするれば、「第二巻」は政治的統一体たる〈フランス〉の起源に眼差を注いだと言える。

上記の引用中に出尽くしたと考えるも宜いけれど、敢えて言葉を重ねると、第二の理念とは、高等法院と国王のそれぞれの権力の在り方と相互依存がそれにあたる。『探究』の他の箇所では個別な論題を供給するが、ここでは相補性に力点を置いているようでもあるのでまとめてみる。パスキエの考察では法院の起源そのものに相補性が潜んでいた。原法院とも言える年に一度開かれた貴族会議は、それを用い宮中監督官達が王権を制限し、実質的権力を握ろうとするものである一方、カロリング王朝の祖ペパンは王位篡奪者たる己れに人心を惹きつけるべくその会議を利用したからである[45-46]。かかる会議は次期王朝の許でも継続して開かれた。それは国王も含めた諸侯間の、更には国王と家臣の調停に存し、《このフランスを統一しておく為の》[48]組織であった。パリ（やその外の地）に高等法院が設置されてから、法院の権威はいや増した。

《正しく偉大で、君主の威厳にふさわしい出来事であるのは、神があらゆる

絶対的な権力を与えられた国王が、昔からの制度に倣い、己れの意志を法の敬意の下に委せられたことである。そしてこうすることで、王令や勅令はかかる公けの組織により入念に調べられた。更に一層驚く可き事柄がある。何等かの法令が発表され高等法院で確認された後は、あたかもかかる会議が臣下の服従と君主の命令とを縫い合わせる絆であるかの様に、フランスの民衆が不平を漏らすことなく即座にその法令に賛同するのだ。これは、我々の国王の権勢にとってささやかな効果をもたらす働きであるどころではない》
〔66〕

高等法院と王権の制度や理念、機能を巡っては、この巻でも亦『探究』のその他の部分でも色々な言表が述べられるであろう。私達も『探究』の出発点にそれらが存在した旨を確め、派生的な思考については後でその幾点かに立返る心算である。

先に引き、亦再言する用意もあるものであるが、強調の意も籠めて、第三の理念にも簡単に触れておき度い。「**第二巻第一章**」はこう始められた。

《我が王国が受けて来た様々の難関を一人で考察する度毎に、如何にして王国が悪なく我々の時代迄永く続くことが可能であったか、大いなる讚嘆の念を以って驚き、この世で最も奇蹟的に生じた事柄の間に数える許りである》
〔43〕

つまり「**第二巻**」の背景は最早地勢的に見たガリアではなく、王権とそれと相補的な諸制度、殊に高等法院を双つの中心に抱える、現代の王国に繋がる国家〈フランス〉であり、論考も往々、当該制度が王国の維持や統一にどのように働くかを焦点に行われる。封建的主従関係の理念的成立は零細民が貴族の権力を頼った点に存するが、こうした上層の者と下層の者との《結び着きに、良く構成された国家全体の維持が依存する》〔126〕と言う。長子権には難点も多いけれど《王国に幾つもの大きな利益をもたらし》〔143〕、《国家の防護の観点

からしても》[144] 望ましい。十字軍をこの視点から扱った文章を引いておく。

《大部分の公爵や伯爵が、度を過ぎた [esperdu] 献身の念に駆られ、聖地の征服に全てを捧げる間に、こちら側に残った国王は、彼等の長い留守から利を得る術をよく知っていた。その間に国王はより小さな貴族とは戦い、より大きな貴族とは結合を深め、歴史の不正がその王冠から奪ったもの [封地] を少しずつ吾が手に取り戻したのである》[15]

以上の三点——政治的機構たる〈フランス〉、国王と法院の相補性、王権を中心とする国家の維持——が、「第二巻」で殊更私達の眼をひく理念である。

「第二巻」の記述のレベルでは一点だけ特色を挙げよう。私達が言い度いのは歴史記述の非線性格である。「第一巻」で古代ガリア史を、記述面では考証や感想を交じえ乍らも、史実に関してはほぼ歴史的経過に沿って各章を追ったパスキエの筆が「第二巻」での分析に際しては制度毎の歴史を著し始める。つまり『探究』は起源から現在に至るフランス史を、時代を継いで、大河の如く見通す歴史書ではなく、過去へと連なる撚糸の一本一本を、ほぐしては辿る類なのだ。或る制度の起源や展開を語り終えると更なる制度が類似の形式で語り始められる。「第二巻」は「第一巻」内部で採られた歴史記述の線性を崩し、小さな考察の集合たる『探究』の姿を明らかにする。併しこの巻のみでは、小さな歴史の集合たる『探究』全篇でどれ程巨大な歴史を扱うことになるか、把握し得ないのも確実である。

(続く)